

第 5

地域推進方針の進行管理等

- 1 地域推進方針の周知と医療機能情報の公表
- 2 地域推進方針の推進体制
- 3 地域推進方針の進行管理

第5 地域推進方針の進捗管理等

1 地域推進方針の周知と医療機能情報の公表

本推進方針については、ホームページを通じて公表するとともに、5疾病・6事業及び在宅医療に関する医療機関については、定期的に情報を収集し、道保健福祉部地域医療推進局地域医療課において最新の情報を住民にお知らせします。

2 地域推進方針の推進体制

○ 医療計画は、「住民・患者の視点に立ち、道などの行政機関、医療提供者、関係団体及び道民が、地域の最も重要な社会基盤の一つである医療提供体制の確保に向け、共に考え、共に行動するため」の基本的な指針として策定されており、本推進方針においては、医療計画の中核をなす「地域における医療連携体制の構築」を進めるとともに、5疾病・6事業及び在宅医療のほか、外来機能の確保に向けた取組を着実に推進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、共通の目標達成のために協働して取り組みます。

○ 本推進方針における役割を次のとおりとします。

（保健所）

○ 医療提供者、関係機関・団体等と緊密な連携の下、本推進方針に沿って、地域保健医療の広域的・専門的・技術的な拠点として各種事業を推進します。

○ 第二次医療圏を単位とし地域の実情を踏まえた「後志地域推進方針」を作成し、5疾病・6事業及び在宅医療のほか、地域医療構想の実現、外来機能の確保に向けた取組を中心に本推進方針を推進します。

〈「後志地域推進方針」に沿った主な取組〉
◇ 医療提供者を始めとする関係者からなる「後志保健医療福祉圏域連携推進会議」「後志圏域地域医療構想調整会議」の運営
◇ 本推進方針(地域医療構想を含む)の推進に向けた、医療連携体制の整備等に係る地域の医療情報の収集、整理、活用
◇ 目標等について、定期的に検証するなど、その達成に向けた取組
◇ 関係機関、団体と協力し、ICTを活用した地域医療ネットワークや遠隔医療システムの普及を促進
◇ 住民、患者の医療機関への適正受診等についての普及啓発
◇ その他の地域の実情に応じた取組 ほか

（後志保健医療福祉圏域連携推進会議）

地域の医療提供者及び関係団体、市町村、介護・福祉関係者等で組織し、生活習慣病などの発症予防に関する取組、急性期から回復期・慢性期を経て在宅医療に至るまでの切れ目のない医療連携体制の構築や介護・福祉との連携等について協議を行うとともに、本推進方針の進捗状況の検証などを行います。

（後志圏域地域医療構想調整会議）

病院長等・医療関係団体(地区医師会等)、市町村(市町村長)等で組織し、「病床機能の分化及び連携の促進」など、構想区域における地域医療構想の実現に向けた協議を行っている後志圏域地域医療構想調整会議において、「紹介受診重点医療機関」や「共同利用計画」などの協議を行い、後志保健医療福祉圏域連携推進会議へ報告します。

(医療提供者)

- 医療機関は、本推進方針(後志区域地域医療構想を含む。)の推進を図るため、自らの医療機能や地域で果たすことができる役割を明確にし、他の医療機関との連携・役割分担を行うことなどにより、地域において適切な医療サービスを継続的に提供します。
- また、医師等の医療従事者は、自らの資質の向上に努め、それぞれの専門性を発揮しながら協力してチーム医療を推進していくことはもとより、地域において、医療連携体制の構築にも積極的に協力します。

(関係団体)

地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、北海道看護協会地域支部を始めとする関係団体は、医療提供者、行政など関係者と継続的に適切な医療サービスを提供する体制の整備に努めるとともに、住民に対し必要な情報提供や適切な受診等についての普及啓発を行います。

(住民)

自らの健康の保持増進に努めるとともに、医療の利用者、費用負担者として、地域の医療体制を理解し、限りある医療資源を効率的に活用しながら、病状や状態に応じた適切な受診に努めます。

3 地域推進方針の進行管理

各施策などの進捗状況については、後志保健医療福祉圏域連携推進会議において毎年度評価し、医療連携体制推進上の課題の検討、必要な取組を推進するなど、進行管理を行います。